

子ども・子育て新システムについて (説明資料)

平成24年5月

目次

○子ども・子育て新システムの基本制度について(少子化社会対策会議決定).....	2
○子ども・子育て新システムについて(基本的考え方とポイント).....	3
○給付設計の全体像.....	5
○幼保一体化の具体的な仕組みについて.....	6
○指定制度の導入及びこども園給付等の創設.....	8
○新たな制度における行政が関与した利用手続き.....	11
○地域型保育給付の創設.....	12
○総合こども園の創設.....	15
○新システムにおける市町村の権限及び責務と 児童福祉法第24条の改正について.....	19
○新システムにおける公的契約と市町村による関与について.....	21
○新たな制度における利用者負担について.....	22
○地域子ども・子育て支援事業の対象範囲について.....	23
○国の所管及び組織体制について.....	24
○子ども・子育て対策の充実のための約0.7兆円の内訳.....	26
○新システムの実施に向けた考え方.....	27
○検討体制.....	30
○子ども・子育て新システム関連3法案について.....	32

子ども・子育て新システムの基本制度について

平成24年3月2日
少子化社会対策会議決定

子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下、基本制度ワーキングチームにおいて平成22年9月より「子ども・子育て新システム」の具体的な制度設計について検討を進め、去る平成24年2月13日に「子ども・子育て新システムに関する基本制度取りまとめ」が公表されたことを受け、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」を別添1のとおり定める。

また、別添1に基づき「子ども・子育て新システム法案骨子」として別添2を定め、これに基づき子ども・子育て支援法案(仮称)、総合こども園法案(仮称)並びに子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(仮称)の三法案の作成作業を急ぎ、税制抜本改革とともに今国会への法案提出を行うものとする。

(別添1)

子ども・子育て新システムに関する基本制度(抄)

新システムは、恒久財源を得て早期に本格実施を行うこととするが、本格施行の具体的な期日については、「社会保障・税一体改革大綱」(平成24年2月17日閣議決定)において、平成26年4月より8%へ、平成27年10月より10%へとされている消費税の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して、検討することとする。また、法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議(仮称)や国の基本指針など可能なものから段階的に実施するとともに、地方公共団体を始めとする関係者とも丁寧に意見交換を行い、円滑な施行に向けた準備を行うこととする。

基本的考え方

子どもと子育て家庭を応援する社会の実現に向けての制度構築

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力。
 子どもの健やかな育ちは、今の社会を構成するすべての大人にとって、願いであり、喜び。
 子どもの最善の利益を考慮し、すべての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されることが必要。
 子育ての充実感を得られるなど「親としての成長」を支援。

→ 子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提にしつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築

※東日本大震災でも、子どもと大人、被災者と支援者など、人と人の助け合い等の大切さが再確認されたところ

○急速な少子化の進行

○結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
 ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。



○子ども・子育て家庭を社会全体で支援

子ども・子育て支援は未来への投資
 結婚・出産・子育ての希望がかなう社会を実現
 すべての子どもたちが尊重され、育ちを等しく保障

○子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 ○子育ての孤立感と負担感の増加



○すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、特別の支援が必要な子どもを含め、すべての子どもの健やかな育ちを実現
 ○質の高い学校教育・保育の保障、地域の子育て支援の充実

・家族関係社会支出の対GDP比の低さ（日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%）

○深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足「小1の壁」
 ○M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）の解消



○ワークライフバランスを推進するとともに、保育の量的拡大により、待機児童を解消し、男女が子育てと仕事を両立できる社会を実現

○子育て支援の制度・財源の縦割り
 ○地域の実情に応じた提供対策が不十分



○成長に応じて必要となる子育て支援の制度・財源を一元化
 ○子ども・子育て会議の設置
 ○潜在ニーズを含む住民ニーズを把握、計画的な提供体制の整備（市町村が責任を果たせる仕組みに）

※「学校教育」とは、学校教育法に位置づけられる小学校就学前の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

子ども・子育て新システムの具体的な内容（ポイント）

■すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援

- すべての子ども・子育て家庭への支援（児童手当、地域子育て支援など）
- 幼保一体化（こども園の創設など）
 - ・ 給付システムの一体化（こども園の創設）
 - ・ 施設の一体化（総合こども園の創設）



- ・ 質の高い幼児期の学校教育、保育の一体的提供
- ・ 保育の量的拡大
- ・ 家庭での養育支援の充実

を達成

■新たな一元的システムの構築

○基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

○社会全体による費用負担

- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提

○政府の推進体制・財源を一元化

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を一元化、財源を給付・事業に応じて一元化

○子ども・子育て会議の設置

- ・ 有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置

給付設計の全体像

子ども・子育て支援給付 (個人に対する給付として実施するもの)

■ こども園給付

こども園

: 総合こども園、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設をこども園として指定

■ 地域型保育給付

・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※ こども園給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応。

■ 児童手当

地域子ども・子育て支援事業 (市町村の事業として実施するもの)

- 地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等(対象事業の範囲は法定)

(※)都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施。

- 延長保育事業、病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ
- 妊婦健診

※地域子ども・子育て支援事業の対象範囲については、23頁参照

※ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)→ 将来の検討課題

幼保一体化の具体的な仕組みについて

< 具体的仕組み >

○ 給付システムの一体化

～子ども・子育て新システムの創設～

・ 地域における学校教育・保育の計画的整備

～市町村子ども・子育て支援事業計画の策定～

市町村は、地域における学校教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保のための方策等を内容とする市町村子ども・子育て支援事業計画を策定する。

・ 多様な保育事業の量的拡大

～指定制度の導入～

客観的基準を満たした施設及び多様な保育事業への財政措置を行うこと等により、多様な事業主体の保育事業への参入を促進し、質の確保された保育の量的拡大を図る。

・ 給付の一体化及び強化

～こども園給付の創設等～

学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付を創設することにより、学校教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。

○ 施設の一体化

～総合こども園の創設～

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合こども園を創設する。

< 効果 >

質の高い学校教育・保育の一体的提供

- ・地域における学校教育・保育の計画的整備及び総合こども園等により、質の確保された学校教育・保育が一体的に提供。
- ・配置基準の見直し等により、学校教育・保育の質がさらに向上。

保育の量的拡大

- ・幼稚園から総合こども園への移行により、保育が量的に拡大。
- ・客観的基準を満たした施設及び保育ママ等の多様な保育事業への財政措置(指定制)等により、質の確保された保育が量的に拡大。待機児童解消にも貢献。

家庭における養育支援の充実

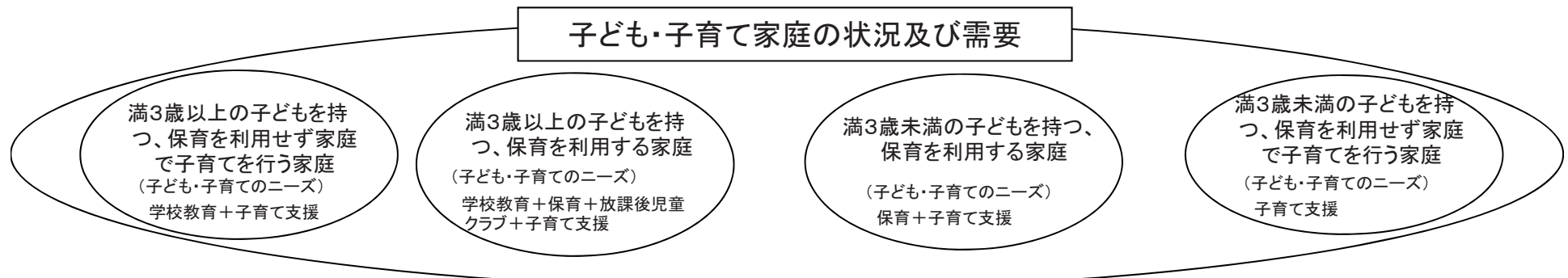
- ・幼稚園・保育所から総合こども園への移行及び地域子育て支援事業等の推進等により、家庭における養育の支援機能が強化。

<すべての子どもの
健やかな育ちが実現>

<結婚・出産・子育ての
希望がかなう社会が実現>

※ 「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)



需要の調査・把握

市町村子ども・子育て支援事業計画

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

こども園 = 指定により、こども園給付の対象※

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
等

指定により、地域型保育給付の対象

(こども園給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等

※対象事業の範囲は法定

・延長保育事業
・病児・病後児保育事業

放課後児童クラブ

※ 指定対象は、質の確保のための客観的な基準を満たした施設。具体的には、総合こども園、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設。